

第3弾経済支援パッケージ（4月6日発表）

- ヘン・スイキヤット副首相兼財務相は4月6日、2020年度政府予算(2020年4月～2021年3月)の補正予算で、総額51億Sドル(約3,927億円)規模の、3回目となる一般世帯や法人向けの経済支援パッケージを発表。
- 政府は2月18日に発表の2020年度予算案発表で最初の経済支援パッケージ(64億Sドル規模)を発表。その後、事態の悪化を受けて2回目の支援パッケージ(484億Sドル)を3月26日に明らかにしていたが、今回の事業閉鎖によってより幅広い業種と個人が打撃を受けるとして、最初の発表からわずか2か月での今回の3回目の経済支援パッケージの発表となった。
- 1～3回目の経済支援を合わせた支援総額は599億Sドルと、シンガポールのGDPの12%相当。財源の一部として、2回目の支援パッケージ発表の際に170億Sドルを、これまで積み立てた過去の準備金から拠出を決めていたが、今回の3回目の経済支援の財源としてさらに40億Sドルを拠出する。
- 今回の3回目の経済支援パッケージにより、2020年度は443億Sドルの過去最高の財政赤字となる見通し(同国GDPの8.9%相当)。
- 今回の3回目の経済支援パッケージの内容は基本、これまで1～2回目の支援パッケージの内容を拡充したもの。事業閉鎖の間、労働者の雇用維持を目的とした企業への支援を大きな柱としている。今回のパッケージの新しい支援は、低・中熟練外国人労働者を雇用する企業向けの支援。主な支援概要は以下の通り：
 - (1) 労働者向け支援
 - ① 雇用維持支援「雇用サポート・スキーム」: 全ての業種で働く国民(永住権者)の4月分の月給75%を政府が助成(月給上限4,600Sドル)
 - ② 自営業者向け支援「Self-Employed Person Income Relief」の支援対象の拡大
 - ③ 低所得者の所得補助制度「ワークフェア」通じた支援拡大
 - ④ 公共セクタで2021年にかけて約1万人の新規雇用創出
 - (2) 法人向け支援
 - ① 低熟練外国人労働者の就労ビザ「ワーク・パミット(WP)」と、中熟練外国人労働者の「Sパス」の雇用者に課される外国人雇用税の支払いを4月分について、免除。雇用するWPとSパス保持者について、1人当たり750Sドルのリベート。
 - ② 不動産税のリベート: 非居住不動産税のリベートをテナントへの還元を義務化する新法案を4月7日の国会に提出。
 - ③ 法人税納付、3カ月の猶予
 - ④ 政府所有の工業、オフィス、農業関連施設の賃料免除を0.5カ月から、1か月に。
 - ⑤ 法人向け融資の政府保証率を9割に引き上げ、融資枠も拡大
 - (3) 個人、法人向け支援
 - 21歳以上の国民に一時金600Sドルを支給。20歳未満の子供のいる世帯は追加で300Sドルを至急。50歳以上の高齢者は医療費支払いに使えるカード「Passhion Card」に50Sドルをトップアップ。

以上